

10 三原市における低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(平成21年(ゲ)第4号事件)

(1) 事件の概要

平成21年6月25日、広島県三原市の住民1人から、老人ホーム経営会社と同社建物の所有者を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が受けている健康被害は、被申請人らが経営又は所有する施設に存する高圧受変電設備等から発生する低周波音によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、公害紛争処理法第42条の27第2項の規定に基づき、広島県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、その後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日(いずれも現地期日)を開催するとともに、現地調査、事務局による現地測定調査、申請人本人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成22年9月8日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成21年(ゲ)第4号

三原市における低周波音による健康被害原因裁定申請事件

裁 定

(当事者の表示省略)

主 文

本件申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

申請人に生じた、頭痛、不眠、いらいらの症状、首筋及び肩の凝り、胸の圧迫感及び痛み、胃やおなかの痛み、足のしびれ及びだるさ、疲労感並びに風邪をひいたような感じの各健康被害は、被申請人らが稼働させている高圧受変電設備、自動給水装置、厨房機器及びこれに附属する換気扇から発生する低周波音による、との原因裁定を求める。

2 被申請人ら

主文と同旨

第2 事案の概要

本件は、申請人が、申請人に生じた、頭痛、不眠、いらいらの症状、首筋及び肩の凝り、胸の圧迫感及び痛み、胃やおなかの痛み、足のしびれ及びだるさ、疲労感並びに風邪をひいたような感じの各健康被害(以下「本件被害」という。)は、被申請人らが、申請人宅近傍の高齢者専用の賃貸住宅施設Aに設置した高圧受変電設備(以下「本件高圧受変電設備」という。)、自動給水装置(以下「本件自動給水装置」という。)、厨房機器及びそれに附属する3機の換気扇(以下「本件厨房機器等」といい、本件高圧受変電設備及び本件自動給水装置と併せて「本件機器」と

いう。)の稼働に伴って発生させた低周波音(以下「本件低周波音」という。)が原因であると主張して、その旨の原因裁定を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ
<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」中の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照)